

# 事業再編で 収益を 飛躍的に拡大

産業競争力強化法

事業再編促進税制

合併会社を設立すると

① 出融資額の70%を  
損金算入できます。

---

② 登録免許税の軽減

# 例えば、こんなときに

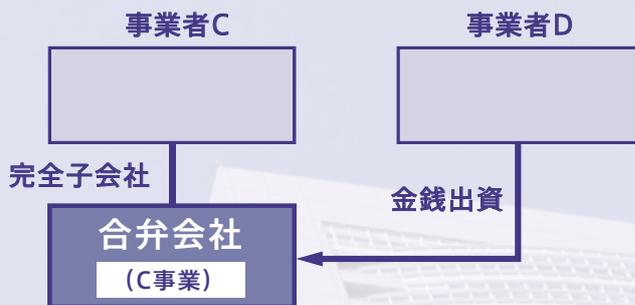
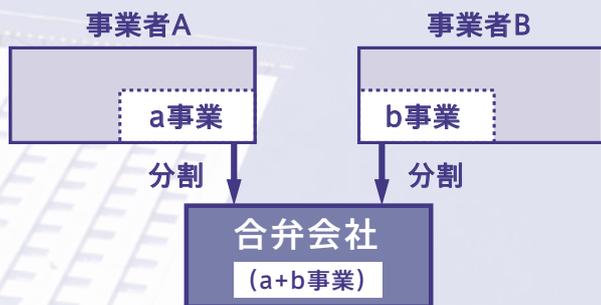
- 新商品を開発したいが、単独では技術が不足している。
- 新サービスを始めたいが、単独では資金が不足している。
- 海外展開したいが、単独では販路の開拓が難しい。

他社と連携して合併会社を設立し、お互いの強みを活かして成長を目指す取り組みを支援する税制です。

## 【合併会社の設立の例】

◇分離する事業は同業種、異業種を問いません。

◇完全子会社に、金銭出資する場合でも使えます。



## □この税制を使うと法人税のメリットがあります。

それぞれの事業者は、合併会社に対する出融資額を損失準備金として、損金計上することができます。将来、準備金を取り崩した時に、益金計上します。

### 【この税制のポイント】

- ◇積立金額は、限度額(出融資の70%)内なら事業者が自由に決定。
- ◇出資だけでなく、融資(貸付債権)も対象。
- ◇出融資を損金計上できるのは最大10年間。
- ◇分離する事業部門が赤字・黒字を問わない。
- ◇統合前から保有している子会社株式や貸付債権も対象。
- ◇準備金の取り崩しは原則5年間均等。



**減税効果**

## □さらに、登録免許税を軽減できます。

上記の税制を使うことのできる事業再編については、登録免許税を軽減する措置を適用することができます。

### 事業再編促進税制についてのお問い合わせ

北海道経済産業局	地域経済課	TEL:011-709-1782	近畿経済産業局	創業・経営支援課	TEL:06-6966-6014
東北経済産業局	地域経済課	TEL:022-221-4876	中国経済産業局	地域経済課	TEL:082-224-5684
関東経済産業局	地域経済課	TEL:048-600-0255	四国経済産業局	地域経済課	TEL:087-811-8513
中部経済産業局	産業振興課	TEL:052-951-0520	九州経済産業局	地域経済課	TEL:092-482-5430
中部経済産業局北陸支局	産業課	TEL:076-432-5401	沖縄総合事務局	地域経済課	TEL:098-866-1730

経済産業省 経済産業政策局 産業組織課 (直通)03-3501-6521

詳しくはホームページをご覧ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousai/kyousouryoku\\_kyouka/saihen.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousai/kyousouryoku_kyouka/saihen.html)

